旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 29 年１月 11 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社メンズスタイル　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２－7011号　④株式会社メンズスタイル　東京都渋谷区南平台町16番28号グラスシティ渋谷９Ｆ　代表取締役　宇賀神政人　⑤本社営業所　東京都渋谷区南平台町16番28号グラスシティ渋谷９Ｆ　⑥平成27年10月１日　⑧平成28年12月16日　⑩1100万円　⑪東京都知事　⑫東京都渋谷区南平台町16番28号グラスシティ渋谷９Ｆ　株式会社メンズスタイル　代表取締役　宇賀神政人

Ｂ　①株式会社ＢＲ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5933号　④株式会社ＢＲ　東京都豊島区南大塚３－43－７藤和シティコープ南大塚603　代表取締役　佐藤勝基　⑤本店　東京都豊島区南大塚３－43－７藤和シティコープ603　⑥平成19年７月４日　⑧平成28年12月８日　⑩450万円　⑪東京都知事　⑫東京都豊島区南大塚３－43－７藤和シティコープ南大塚603　株式会社ＢＲ　代表取締役　佐藤勝基

Ｂ　①斎藤亘弘　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３－932号　④斎藤亘弘　神奈川県鎌倉市稲村ガ崎３丁目15番39号　⑤斎藤事務所　神奈川県鎌倉市稲村ガ崎３丁目15番39号　⑥平成21年４月21日　⑧平成28年10月30日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫神奈川県鎌倉市稲村ガ崎３丁目15番39号　斎藤美佐子

Ｂ　①ニューライフ有限会社　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３－1189号　④ニューライフ有限会社　名古屋市東区代官町39番22号　代表取締役　葉山裕子　⑤本店営業所　名古屋市東区代官町39番22号　⑥平成18年２月２日　⑧平成28年２月５日　⑩300万円　⑪愛知県知事　⑫名古屋市東区代官町39番22号　ニューライフ有限会社　代表取締役　葉山裕子

Ｂ　①株式会社ヤマダ　②地域限定旅行業　③長崎県知事登録旅行業地域－185号　④株式会社ヤマダ　長崎県対馬市上対馬町比田勝956－８　代表取締役　山田幸弘　⑤ひとつばたご観光　長崎県対馬市上対馬町比田勝956－８　⑥平成28年８月17日　⑧平成28年12月8日　⑩100万円　⑪長崎県知事　⑫長崎県対馬市上対馬町比田勝956－８　株式会社ヤマダ　代表取締役　山田幸弘

Ｂ　①株式会社丸虹　②地域限定旅行業　③長崎県知事登録旅行業地域－183号　④株式会社丸虹　長崎市桜町３番12号中尾ビル７Ｆ　代表取締役　**呉**泓琨　⑤株式会社丸虹　長崎市桜町３番12号中尾ビル７Ｆ　⑥平成28年５月18日　⑧平成28年９月30日　⑩100万円　⑪長崎県知事　⑫長崎市桜町３番12号中尾ビル７Ｆ　株式会社丸虹　代表取締役　**呉**泓琨

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 29 年１月 11 日

記

［掲載順序］　（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社エスポート　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２－6957号　④株式会社エスポート　東京都港区六本木一丁目７番28号　代表取締役　羽深剛士　⑤本店　東京都港区六本木一丁目７番28号　⑥平成27年６月25日　⑦平成28年12月３日　⑧220万円　⑨1100万円

以上１件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　田川　博己

Ａ　①中央トラベル　②第３種旅行業　③山梨県知事登録旅行業第３－196号　④中澤義彌　甲斐市下今井917－１　⑤本社営業所　甲斐市下今井917－１　⑥平成７年６月23日　⑦平成28年12月９日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社新潟ワールドトラベル　②第３種旅行業　③新潟県知事登録旅行業第３－338号　④株式会社新潟ワールドトラベル　上越市幸町13番13号　代表取締役　岩崎正一　⑤本社営業所　上越市幸町13番13号　⑥平成19年２月２日　⑦平成28年11月30日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社しなの企画　②第３種旅行業　③長野県知事登録旅行業第３－367号　④株式会社しなの企画　松本市浅間温泉一丁目24番12号　代表取締役　伊藤節子　⑤本社営業所　松本市浅間温泉一丁目24番12号　⑥平成７年３月16日　⑦平成28年11月30日　⑧60万円　⑨300万円

以上３件

東京都港区虎の門４丁目１番20号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博